

6.11.20

遺族援護法の一部改正

お心あたりの方は、役場住民講へ!!

(一) 遺族関係
改正のあらまし
大平洋戦争中、中国（主に満州）で学生、生徒、学校の先生などが軍の施設などで作業について死亡された場合（満州学徒といふ）、その遺族に弔慰金、遺族給与金が支給される。
戦没者の、事実上の親などにも一定の条件にあてば、遺族年金や遺族給与金が支給される。戦没者の妻が、戦没者死亡後再婚した夫と生別あるいは死別した場合、一定の条件にあれば、遺族年金や遺族給与金が支給され、又二〇万円の特別給付金ももらえる。
戦没者の父母が、戦没者死亡後氏を改めた婚姻をし、その相手方と死別した場合も、一定の条件にあれば、遺族年金や遺族給与金がもらえる。遺族給与金の額が、今年の一〇月から六四、四〇〇円になつた。

(二) 遺族年金（八九〇〇〇円の証書を持つている遺族で、今年一〇月三一日に七〇才未満の方は、役場住民講へ!!）
は紙上支給される、いつから年齢何円になるかは、後で遺族あて函は渡しする。
内地勤務の軍属で終戦後引き勤務していた方で昭和二〇年一一月三〇日までに、業務上のけがや病気にかかり、そのため死亡した場合は、弔慰金や遺族給与金がもらえる。
内勤務の軍人（将校も含む）で、大平洋戦中（昭和一六年一二月八日から昭和二〇年一月三〇日）に服務に関連した病気やけがになり、一定期間内に死亡された場合、その遺族には、一定の条件にかなえば特例扶助料は特例遺族年金が支給される。

(三) 障害年金（八九〇〇〇円の証書を持つている遺族で、今年一〇月一日より増額される。該当者には、後で新しい証書をお渡しする。
障害年金をもらうことができる。今回改正により満州学徒とした方で、五項症（一方の手の指などを全部なくした程度）以上の障害年金を受けられた場合、その妻に特別給付金一〇万円が支給される。
葬祭料の額を、六、〇〇〇円から八、四〇〇円に引上げた。上げた。

早めに事業税納入を！

事業税第二期分の納期は、11月30日までとなっていますので、早めに、最寄の伊予銀行か、郵便局へ払込んでください。



16. 1. 20

インフルエンザ予防注射

流行性感冒の予防注射を次の日程により行ないます。本年度も一般の人については希望申込みをとらないで行ないますので希望者はどなたでも受けて下さい。

流行株4種混合注射です。

予 防 接 種 日 程

第 1 回	第 2 回	時 刻	場 所
11月18日 同 日	11月25日 同 日	午後 1時半～ 2時 午後 2時半～ 3時半	岩谷小学校 町役場
11月21日 同 日	11月29日 同 日	午前 10時半～ 11時半 午後 1時半～ 2時	大谷小学校 正山小学校
11月22日 同 日	11月30日 同 日	〃 2時半～ 3時 〃 2時半～ 3時	宇和川集会所 予子林小学校
			中津小学校

※全員2回注射です。

料 金 15才以上 190円(以下2回分料金)
6才～15才 120円
1才～6才 80円
1才未満 40円

(注)保育所、小、中学生は学校で行ないますから学校へ申込みをして下さい。

※次のいずれかに該当する人は接種出来ません。

タマゴに対し特異体質を有する人(タマゴを食べると発熱、発疹、ぜんそく、下痢、おう吐等をおこす人)。

有熱患者、心臓血管系、腎臓又は肝臓に疾患のある人、糖尿病患者、脚気患者等、病後すい弱者又はいちぢるしい栄養障害者、アレルギー体質、けいれん体质の者、妊娠6カ月以上の妊婦。

農業簿記講習会

の お 知 ら せ

日 時 12月19日 午前9時～16時

場 所 役 場 階 上

主 催 農業後継者協議会

※一般の方も多数受講して下さい。